

水戸市ホームページ広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水戸市ホームページ広告掲載要項(平成18年水戸市告示第97号。以下「要項」という。)第12条の規定に基づき、広告掲載の審査の基準について必要な事項を定めるものとする。

(基本的基準)

第2条 掲載をする広告は、信用性及び信頼性が高いものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 要項第2条第7号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者の広告

- ア 行政機関からの行政指導等を受け、改善を行っていない者
- イ アに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(2) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現を用いたもの
- イ 虚偽の内容を表示するもの
- ウ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を宣伝するもの
- エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を宣伝するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を用いたもの
- ク 専ら、性的好奇心をそそる水着姿、裸体姿等を用いたもの
- ケ 人権侵害、名誉毀損等のおそれがあるもの
- コ 占い、運勢判断等の非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- サ 世論が大きく分かれているもの
- シ 興信所、探偵事務所等の事業に関するもの
- ス 債権取立て、示談引受け等の事業に関するもの
- セ アからスまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

付 則

この基準は、平成19年12月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年10月15日から施行する。